

ねんきん「コーナー」

**国民年金保険料学生納付
特別制度のご案内**

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特別制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】
118万円+(扶養親族などの数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

**国民年金保険料学生納付
特別の申請について**

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆年金相談のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談

を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

4月21日(木)
午前10時～正午
午後1時～午後3時

◆場所

佐賀支所1階町民室
日本年金機構
幡多年金事務所

◆予約

お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係
☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係
☎ 5513701
日本年金機構幡多年金事務所
☎ 3411616



**黒潮町光ネットワークサービス
月額使用料の口座振替年間予定**

口座振替日は、利用された月の末日(ただし12月は25日)が基本です。末日が土曜、日曜、祝日および国民の休日に当たるときは、その日以降の直近の平日になります。指定日に引き落としができなかった場合は、個別に通知したうえで、翌月15日に再引き落としをします。15日が休日の場合は、同様にその日以降の直近の平日になります。

	引落日	引落日	引落日
4月分	5月2日(月)	10月分	10月31日(月)
5月分	5月31日(火)	11月分	11月30日(水)
6月分	6月30日(木)	12月分	12月26日(月)
7月分	8月1日(月)	1月分	1月31日(火)
8月分	8月31日(水)	2月分	2月28日(火)
9月分	9月30日(金)	3月分	3月31日(金)

お問い合わせ

本庁情報防災課 情報推進係

☎ 4312188